

別される、本来の自律的な自己制御である<自己規制>]が、ジャーナリストとの倫理や自由や責任と、どのように関連しているのかについては、議論されてはいないのである³⁾。

例えば、「良心」ということばは、僅かに民放連の「報道指針」の中で使われているのに過ぎない。「取材報道の判断は、市民の知る権利に応えることを第一の基準とし、報道の活動は、真実を伝える良心のみに依拠する」というのがそれである。「真実を伝える良心のみに依拠する」という文言は、97年2月に日本新聞労働組合連合（新聞労連）の臨時大会で採択された『新聞人の良心宣言』の中の「自らの良心に反する取材・報道の指示を受けた場合、拒否する権利がある。」に触発されて挿入されたもののようである⁴⁾。

ところで、このモデルとなった新聞労連の『良心宣言』は、いまのところ単なる「宣言」の段階に止まっている。というのも、「良心条項」が適用される人々の範囲や適用される条件、さらに「良心条項」に違反する事態が原因で生じた紛争をどのような手続きで、解明し、解決するのかという肝心の問題が何ら具体的に構想されてはいないからである。

この様な日本での現状と対照的なのがドイツでの状況である。この国では60年代の後半から70年代の初めにかけて組織体の内部のジャーナリストの自由、いわゆる「内部的プレスの自由、内部的放送の自由」が集中的に議論され、放送協会の組織体内部の紛争の処理についても、その手続きが「編集者綱領」の中で制度化されていった。

「内部的放送の自由」は、現在のドイツでは中心的な論題ではない。しかし、新聞界とは違って、公共放送では、「信条の自由の保護」や組織内での「情報公開の原則」が、一応の定着をみせているし、とりわけ、西部ドイツ（ケルン）、北ドイツ（ハンブルク）、プレーメンの三つの放送協会の場合は、「編集者綱領」が、近年になって、放送法のレベルで承認されている。日常のレベルでも、公共放送を取り巻く厳しい企業環境の中で、番組制作者の権利の確保のために、「編集者綱領」が有用なことは日々認識されている⁵⁾。

以下の報告では、これら三つの放送協会の現行の「編集者綱領」を素材に、「編集者綱領」を支え

る論理を分析し、そこから読み取れる番組スタッフの自由と責任についての考え方を、日本の状況～そこでは、企業の<自主規制>を内部的な統制の手段として全面的に機能させてきた「編集権」の存在が指摘できる～と対比しながら検討することにしたい。

I. 放送における「編集綱領運動」の展開

1. 「編集綱領運動」とその背景

ドイツの新聞企業や放送協会の記者や番組制作者が推進した「編集綱領運動」の目的は、企業内の意思決定権限の構造を変えることであった。運動の底流にあった「参加の思想」は、管理社会での意思決定への参加という時代の風潮と深くかかわっていた。

新聞企業の場合は、企業の合併と集中化による編集部門の経営主体への従属と、それに伴う記者の経済的、社会的な危機感の高まりに「編集綱領運動」の原因が求められたが、公共放送の場合は、放送協会の人事や番組編成への政党の過大な影響に対する番組制作者が抱いた強い危機意識に起因していた。

放送協会の組織は、合議制の内部的監督機関（放送委員会、管理委員会）の下に、放送協会長を頂点とする執行機関を位置づけ、総括的な執行権限を放送協会長に集中させるという仕組みがとられている。“さまざまな社会的勢力”によって構成される内部的監督機関は、放送の「制度的自由」を保障するための不可欠な機関として、連邦憲法裁判所の放送判決によってその正当性が承認されてきた。しかし、実態は二大政党による寡頭支配が進行し、その結果、協会の組織内部でも所属政党による派閥の形成が進み、人事や番組の編成に大きな影響を及ぼしていることが指摘されている⁶⁾。

「自由な批判的な番組が犠牲にされて、政党の力の均衡や利害の調整が重視された番組編成が行われている」ことや「州政府や野党の要職にあるものが強い権限を持つ監督機関をほぼ独占している」事態は、非常に大きな脅威として、番組制作者に意識されていた。

放送における最初の「編集綱領運動」の契機と